

平成 25 年 6 月 13 日

環境省自然環境局自然環境計画課長 殿
(写)農林水産省大臣官房環境政策課長
農林水産省食料産業局新事業創出課長

植物品種保護戦略フォーラム
座長 福井 博



生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセスおよびその利用から
生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の実施に
関する種苗産業界としての意見

遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書における主要な論点等について、下記のとおり種苗産業界としての意見をとりまとめましたので、国内措置の検討に反映して頂きますようお願いいたします。

記

貴省では名古屋議定書の締結に必要な我が国にふさわしい国内措置のあり方について、産業界及び学術界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を設置し、検討を進めていただいております。一方で、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)は既にFAO総会で採択され、127か国が締結を済ませ、わが国においても締結の手続きが進んでいるところです。しかし、ITPGRの附属書Iは全ての農作物をカバーしておらず、そこから漏れた農作物に対しては名古屋議定書に従った対応が必要になる可能性があります。

ところが、議定書の国内措置の内容によっては利用者に不合理な負担がかかり種苗産業界に深刻な影響が生じる恐れがあると考えられたため、対応について要望するものです。

種苗産業界は、遺伝資源へのアクセスおよびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関して植物育種家にとって最も柔軟性があり現実的な仕組みはITPGRと考えています。これまで、種苗産業界が生物多様性に関する法令を遵守した産業活動を行ってきたことを十分にご認識いただき、新たに定められる名古屋議定書への国内措置が、過度の規制強化や国際的な競争力の阻害要因にならないよう、今回、関係産業界の要望をまとめ、ここに提出いたします。ご深慮いただきますようお願い申し上げます。

名古屋議定書国内実施に関する種苗関係産業界の要望

1、名古屋議定書第 15 条及び第 16 条の国内措置について

名古屋議定書において第 15 条第 1 項では「取得の機会及び利益の配分」に関して、第 16 条第 1 項では「遺伝資源に関連する伝統的知識の取得の機会及び利益の配分」に関して、それぞれの国内の法律又は規則が遵守されるような国内措置をとることについて定めています。これらにつきましては、以下の点を要望します。

- ① 「遺伝資源」について範囲が不明瞭であること、また多くの提供国において名古屋議定書への対応が十分に進んでいないことから、柔軟な規制が望ましい。
- ② 遺伝資源の利用について、すべての利用者が容易に扱えるよう、簡素で実地的な仕組みにして欲しい。
- ③ 今後、できるだけ幅広く関係者から意見を聞くべきである。そのため、これまで意見聴取を行っていない、キノコ、緑地植物、ペット、などの様々な産業の関係者も対象とすべきである。
- ④ 植物育種において市販品種の育種利用は議定書の適用の対象外にすべきである。市販後の育種利用についてモニターすることは非常に困難であり、販売する際に後続の利用者へ情報を伝達することも非常に困難である。

2、国内措置の適用範囲について

- ① コモディティーは原則として対象外とすべきである。植物育種では市販品種はコモディティーに該当し遺伝資源に該当しないことを明確にすべきである。市販品種を利用した育種は種苗業界の慣行であり、それを国内措置の対象にすることは種苗業界に致命的なダメージを与えかねない。なお、UPOV 条約第 15 条においては育種目的での利用は育成者権の例外とされており、このような種苗業界の慣行の妥当性は国際的にも十分、認識されていると考えられる。植物育種に国内措置を適用する場合には、遺伝資源の海外からの導入当事者の育種行為について限定して適用すべきである。
- ② 名古屋議定書が発効する前に入手した遺伝資源及び同議定書第 6 条第 3 項による PIC の要求を満たさないものは国内措置の対象外とすべきである。
- ③ 名古屋議定書は既存の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものでないことが第 4 条第 1 項に明記されている。このため少なくとも、ITPGR の附属書 I に記載された作物種は議定書の対象外と考える。加えて植物育種の特性から、ITPGR の sMTA を用いた移転が合理的であるため、sMTA を用いた場合にはこの附属書 I への記載の有無に関わらず、すべての植物育種に関しては議定書の国内措置の対象外とすべきである。

3、その他の点について

- ① チェックポイントへの届出は利用者による自発的なものを必要最小限の情報として届け出るものにすべきである。また、研究内容や研究情報などの秘密情報は非公開とすべきである。秘密情報の管理については漏えいなどのトラブルが起らないよう、万全の体制で管理すべきである。
- ② EU案のような差し止めや没収等の厳しい罰則を定めることには問題があると思われる

直ちに処分するのではなく、まずは状況の改善措置を当事者がとるように求めるべきである。

- ③ ITPGRのもとでは、遺伝資源の取引を国際的に標準化、迅速化および透明化し、費用対効果が高い仕組みが確立されている。その中で使用されているsMTAを利用しつつ例えば信頼あるコレクションの我が国への応用の可能性や、名古屋議定書に定めのあるモデル契約条項や行動規範・ガイドライン等の策定などによって、中小事業者においても遺伝資源の取引に係わる煩雑さやリスクを回避しつつ遺伝資源を利用できるようにすべきである。

4、報告書の取りまとめについて、以下のように要望します。

(1) 報告書の位置づけ

これまでのあり方検討会では、多数の論点が網羅的に議論され検討すべき課題が広くカバーされたと考える。今後、より広い関係者から意見聴取したうえで国内措置のとりまとめをお願いするとともに、現時点で議論が収れんしていない課題については報告書に両論併記するなど、これまでの議論を適切に反映した報告内容としていただきたい。

(2) 報告書に盛り込んでいただきたい事項

以上に述べた意見もご考慮いただいたうえで、とくに次に示す内容については報告書に盛り込むようお願いします。

- ① 植物育種では子孫が増殖・交雑して遺伝資源が拡散し続けるため、遺伝資源のモニタリングやトレースが困難であり、このような植物遺伝資源の利用実態を考慮した国内制度とすべき。例えば、国内措置の対象とする世代の範囲を明確にし、国内措置対象を提供国から受け取ったままのオリジナルの遺伝資源に限定するなどの措置を検討し、簡素で実効的な制度を実現すべきである。
- ② 市販される種苗がコモディティーに該当し名古屋議定書の対象でないことを明確に示して、これを国内措置の対象外とすべき。
- ③ ITPGRとの関連では、世界の種苗業界はITPGRが現実的な仕組であると考えていることに留意し、sMTAを締結したものはITPGRでカバーされているとして、名古屋議定書の除外対象とするなど、種苗産業が受容可能な方向性を示すべき。
- ④ EUの制度との整合性は重要と認識しているが、現時点では規制案が提示されているに過ぎずEU内でも種苗業界等から異論のあるものであることに留意したうえで、例えば信頼あるコレクション制度の応用など、EUの考え方で日本国内の措置に反映させることが可能な若しくは望ましい点の有無を検討すべきである。その際、デューデリジェンスの義務については、名古屋議定書第17条第4項に規定されている国際的に認知された遵守証明書が求める情報以上のものを求められることも懸念されるため、デューデリジェンスの導入が産業に及ぼす影響も十分にご配慮いただきたい。

以上

※植物品種保護戦略フォーラム

植物の新品種の開発・保護及び活用促進を図ることを目的に平成14年10月に設立された。(社)日本種苗協会、(社)日本草地畜産種子協会、(社)日本果樹種苗協会、(公益社団法人)農林水産・食品産業技術振興協会、全国食用きのこ種菌協会、全国新品種育成者の会等の団体(16)、企業(62)、都道府県等(34)、及び個人(57)からなる組織で、事務局は(公益社団法人)農林水産・食品産業技術振興協会内に置かれている。